

社会福祉法人松寿会 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 (盲)養護老人ホーム松峰園運営規程

平成18年10月1日施行

改正 平成26年4月1日施行

平成27年8月1日施行

平成30年8月1日施行

令和6年4月1日施行

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松寿会が行う外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

2 この規程は、社会福祉法人松寿会事業運営規程に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより利用者が要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 社会福祉法人松寿会 外部サービス特定施設入居者生活介護(盲)養護老人ホーム松峰園
- ② 所在地 秋田市浜田字陳ケ原15番地8

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管 理 者 1名(兼務)

管理者は、事業所の生活相談員等その他の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

生活相談員 1名以上(兼務)

生活相談員は、入所者の生活相談及び援助の立案、実施に関する業務を行う。また、計画作成担当者と連携を図り特定施設サービス計画につなげる。

③ 計画作成担当者 1名以上(兼務)

計画作成担当者は、入所者に係る特定施設サービス計画を作成、実施状況を把握し、入所者の生活状況及び身体状況に応じて、計画の変更を行う。

④ 介護職員 5名以上(兼務)

介護職員は、入所者の日常生活上の安否確認、援助業務等を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその員数を越え又はその他の職員を置くことができる。

(入居者等の定員及び居室等)

第5条 施設の入居者等の定員を次のとおりと定める。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合においては、この限りではない。

松寿会特定施設入居者生活介護養護老人ホーム松峰園	定員数	55名
	居室数	28室

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、提供したサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定以上の所得がある方は2割又は3割)の額とする。

- ① 施設は、利用者がその心身の状況およびその有する能力に応じて安心して自立した日常生活が営むことができるよう安否確認も含め適切な支援を行う。
- ② 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又は家族等からの相談に適切に応じるとともに、利用者の生活に必要な支援を行う。
- ③ 計画作成担当者は、サービスの提供にあたり、利用者の希望や利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、受託居宅サービス事業者等と協議の上、サービス目標及び具体的サービス内容、提供上の留意点等を盛り込んだ計画を作成し、その内容について利用者及びその家族に対して説明の上、文書により利用者の同意を得るものとする。
- ④ 計画作成担当者は、利用者の生活状況を常に把握し、受託居宅サービス事業者との連絡を密に行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。

- 2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合においては、入居者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払い等に同意をする旨の文書(契約書)に署名(記名押印)を受けることとする。

(受託居宅サービス事業者の名称及び所在地等)

第7条 当施設が、委託する主な居宅サービス事業所は次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護

名称： 社会福祉法人松寿会 松峰園指定訪問介護事業所

所在地： 秋田市浜田字陳ケ原15番地8

事業者： 社会福祉法人 松寿会

(2) 指定通所介護

名称： 松寿会老人デイサービスセンター

所在地： 秋田市浜田字陳ケ原35番地13

事業者： 社会福祉法人 松寿会

(3) 指定訪問看護

名称： 秋田市医師会訪問看護ステーション

所在地： 秋田市八橋南一丁目8番5号

事業者： 一般社団法人 秋田市医師会

2 当施設は、入所者の心身の状況等により、必要に応じて前項に定めた以外の指定居宅サービス事業所を受託居宅サービス事業所とすることができる。

(入所者が他の居室に移る場合の条件及び手続き等)

第8条 入所者から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定する。

2 入所者の心身の状況等により居室を変更する必要があると思われる場合においては、入所者とその家族等と協議の上決定する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

② 共有の施設・設備等は他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、利用者に病状の急変やその他の緊急事態が生じたときは、速やか
主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならぬ。

(非常災害対策)

第11条 社会福祉法人松寿会防火管理規程に準ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るために研修等の機会を設けるものとする。
- 2 個人情報に関する事項については、社会福祉法人松寿会個人情報に関する基本規則に準ずるものとする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人松寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。